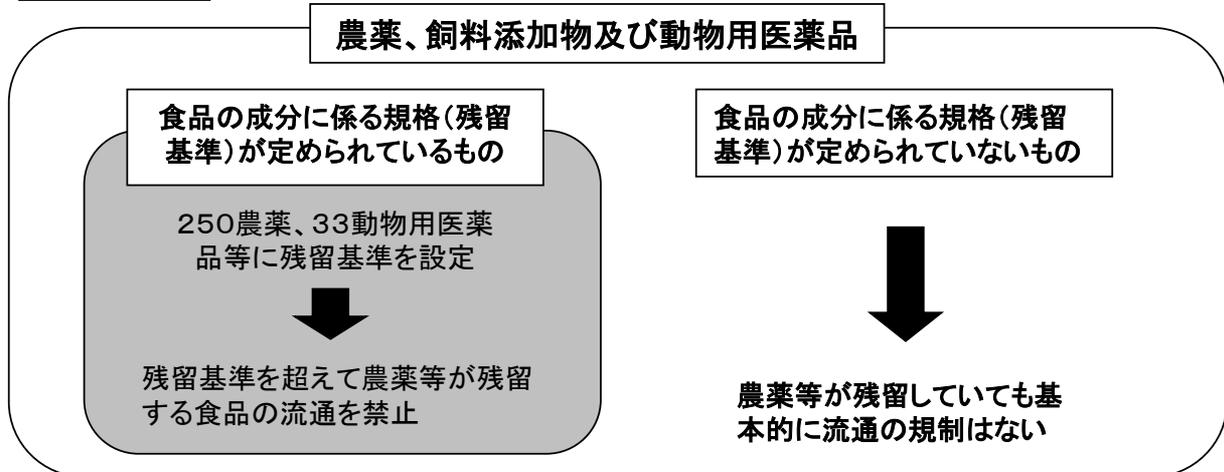


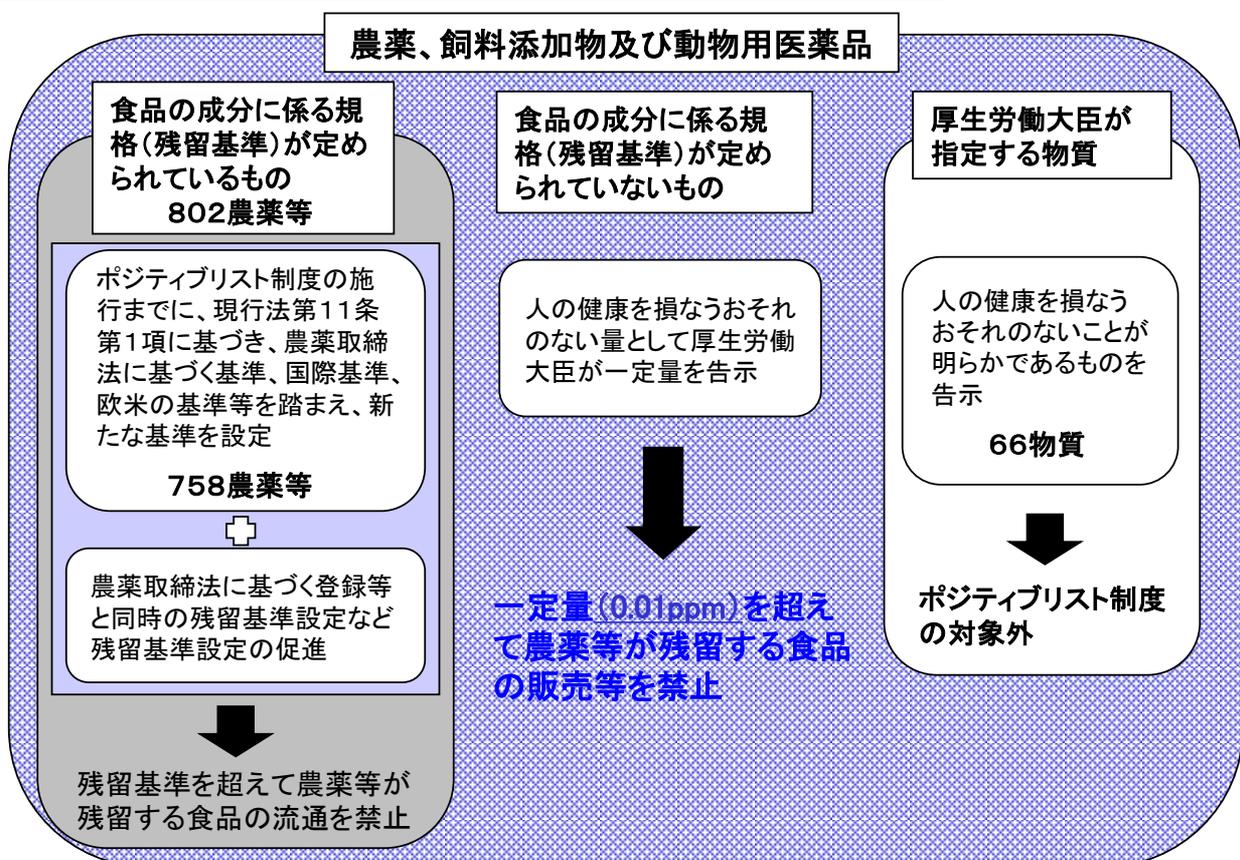
食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度

(改正食品衛生法第11条関係)

【従来の規制】



【ポジティブリスト制度施行後】……平成18年5月29日施行



(注1) 平成17年11月29日付けで関係告示を公布。

(注2) 品目数は、平成25年12月末現在。

残留基準値設定農薬等一覧

(平成25年12月末現在)

表1. 平成18年5月29日時点で残留基準の設定されていた農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

No.	名称	No.	名称
1	-BHC(リンデンをいう。)	38	アザメチホス
2	[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン	39	アシフルオルフェン
3	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	40	アシベンゾラル-S-メチル
4	1,2-ジクロロプロパン	41	アジムスルフロン
5	1,2-ジブromo-3-クロロプロパン	42	アシュラム
6	1,2-ジブromoエタン	43	アジンホスメチル
7	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	44	アスポキシシリン
8	1-ナフタレン酢酸	45	アセキノシル
9	2-(1-ナフチル)アセタミド	46	アセタミプリド
10	2,2-DPA	47	アセトクロール
11	2,4,5-T	48	アセフェート
12	2,4-D	49	アゾキシストロピン
13	2,4-DB	50	アゾシクロチン及びシヘキサチン
14	2,6-ジイソプロピルナフタレン	51	アトラジン
15	2,6-ジフルオロ安息香酸	52	アニラジン
16	2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール	53	アニロホス
17	4-アミノピリジン	54	アバメクチン
18	4-クロルフェノキシ酢酸	55	アピラマイシン
19	5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	56	アブラマイシン
20	BHC	57	アボパルシン
21	DBEDC	58	アミトラズ
22	DCIP	59	アミトロール
23	DDT	60	アミノエトキシビニルグリシン
24	EPN	61	アミノピラリド
25	EPTC	62	アメトリン
26	MCPA	63	アモキシシリン
27	MCPB	64	アラクロール
28	N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド	65	アラニカルブ
29	Sec-ブチルアミン	66	アラマイト
30	TCMTB	67	アリドクロール
31	XMC	68	アルジカルブ
32	アイオキシニル	69	アルドキシカルブ
33	アクリナトリン	70	アルドリン及びディルドリン(総和として。)
34	アクロミド	71	アルトレノゲスト
35	アザコナゾール	72	アレスリン
36	アザフェニジン	73	アンピシリン
37	アザベロン	74	アンブロリウム
		75	イオドスルフロンメチル
		76	イサゾホス
		77	イソウロン

No.	名称
78	イソオイゲノール
79	イソキサジフェンエチル
80	イソキサチオン
81	イソキサフルトール
82	イソシアヌル酸
83	イソシンコメロン酸二プロピル
84	イソフェンホス
85	イソプロカルブ
86	イソプロチオラン
87	イソプロツロン
88	イソメタミジウム
89	イナベンフィド
90	イプロジオン
91	イプロバリカルブ
92	イプロベンホス
93	イベルメクチン
94	イマザキン
95	イマザピクアンモニウム塩
96	イマザビル
97	イマザメタベンズメチルエステル
98	イマザモックスアンモニウム塩
99	イマザリル
100	イマゼタピルアンモニウム塩
101	イマゾスルフロン
102	イミダクロプリド
103	イミドカルブ
104	イミノクタジン
105	イミベンコナゾール
106	インダノファン
107	インドキサカルブ
108	ウニコナゾール P
109	エスプロカルブ
110	エタメツルフロメチル
111	エタルフルラリン
112	エチオフェンカルブ
113	エチオン
114	エチクロゼート
115	エチプロール
116	エチプロストントロメタミン
117	エディフェンホス
118	エテホン
119	エトキサゾール
120	エトキシキン
121	エトキシスルフロン
122	エトパベート

No.	名称
123	エトフェンブロックス
124	エトフメセート
125	エトプロホス
126	エトベンザニド
127	エトリジアゾール
128	エトリムホス
129	エブリノメクチン
130	エフロマイシン
131	エボキシコナゾール
132	エマメクチン安息香酸塩
133	エリスロマイシン
134	塩化ジデシルジメチルアンモニウム
135	塩酸ホルメタネート
136	塩酸メトセルベイト
137	エンドスルファン
138	エンドタール
139	エンドリン
140	エンラマイシン
141	エンロフロキサシン
142	オイゲノール
143	オキサジアゾン
144	オキサジキシル
145	オキサジクロメホン
146	オキサシリン
147	オキサベトリニル
148	オキサミル
149	オキシカルボキシ
150	オキシクロザニド
151	オキシテトラサイクリン/クロルテトラサイクリン/テトラサイクリン(和として)
152	オキシデトメチル
153	オキシフルオルフェン
154	オキシベンダゾール
155	オキシニ銅
156	オキシソリニック酸
157	オクスフェンダゾール/フェバンテル/フェンベンダゾール
158	オフロキサシン
159	オメトエート
160	オラキンドックス
161	オリザリン
162	オルトジクロロベンゼン
163	オルトフェニルフェノール
164	オルビフロキサシン
165	オルメトプリム
166	オレアンドマイシン

No.	名称
167	カスガマイシン
168	カズサホス
169	カナマイシン
170	カフェンストロール
171	カプタホール
172	カラゾロール
173	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ (総和として。)
174	カルバドックス(キノキサリン-2-カルボン酸 を含む)
175	カルバリル
176	カルフェントラゾンエチル
177	カルプロバミド
178	カルプロフェン
179	カルベタミド
180	カルベンダジム、チオファネート、チオファネ ートメチル及びベノミル(総和として。)
181	カルボキシシ
182	カルボスルファン
183	カルボフラン
184	カンタキサンチン
185	キザロホップエチル
186	キシラジン
187	キサマイシン
188	キナルホス
189	キノキシフェン
190	キノクラミン
191	キノメチオナート
192	キャプタン
193	キンクロラック
194	キントゼン
195	クマホス
196	クミルロン
197	クラブラン酸
198	グリカルピラミド
199	グリホサート
200	グルホシネート
201	クレソキシムメチル
202	クレトジム
203	クレンブテロール
204	クロキサシリン
205	クロキントセットメキシル
206	クロサンテル
207	クロジナホップ酸
208	クロジナホッププロバルギル
209	クロステボル

No.	名称
210	クロゾリネート
211	クロチアニジン
212	クロビドール
213	クロピラリド
214	クロフェンセット
215	クロフェンテジン
216	クロブロッブ
217	クロマゾン
218	クロマフェノジド
219	クロメブロッブ
220	クロラムフェニコール
221	クロランスラムメチル
222	クロリダゾン
223	クロリムロンエチル
224	クロルエトキシホス
225	クロルスルフロソ
226	クロルスロン
227	クロルタールジメチル
228	クロルデン
229	クロルピリホス
230	クロルピリホスメチル
231	クロルフェナビル
232	クロルフェンソ
233	クロルフェンピンホス
234	クロルブファム
235	クロルフルアズロン
236	クロルプロファム
237	クロルプロマジン
238	クロルヘキシジン
239	クロルベンシド
240	クロルマジノ
241	クロルメコート
242	クロロクスロン
243	クロロタロニル
244	クロロトルロン
245	クロロネブ
246	クロロベンジレート
247	ケトプロフェン
248	ゲンタマイシン
249	コリスチン
250	酢酸イソ吉草酸タイロシン
251	酢酸トレンボロン
252	酢酸メレンゲステロール
253	サラフロキサシ
254	サリノマイシン

No.	名称
255	酸化フェンブタズ
256	酸化プロピレン
257	シアゾファミド
258	シアナジン
259	シアノホス
260	ジアフェンチウロン
261	ジアベリジン
262	シアン化水素
263	ジウロン
264	ジエチルスチルベストロール(DES)
265	ジエトフェンカルブ
266	ジオキサチオン
267	ジカンバ
268	ジクラズリル
269	シクラニド
270	シクロエート
271	ジクロキサシリン
272	シクロキシジム
273	ジクロシメット
274	ジクロスラム
275	シクロスルフアムロン
276	ジクロトホス
277	ジクロフェンチオン
278	ジクロフルアニド
279	シクロプロトリン
280	ジクロベニル
281	ジクロホップメチル
282	ジクロメジン
283	ジクロラン
284	ジクロルプロップ
285	ジクロルボス及びナレド(総和として。)
286	ジクロルミド
287	ジクロン
288	ジクワット
289	ジコホール
290	ジシクラニル
291	ジスルホトン
292	ジチアノン
293	ジチオカルバメート
294	ジチオビル
295	ジニトルミド
296	シニドンエチル
297	ジノカップ
298	シノスルフロン
299	ジノセブ

No.	名称
300	ジノテフラン
301	ジノテルブ
302	シハロトリン
303	シハロホップブチル
304	ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン (和として)
305	ジフェナミド
306	ジフェニル
307	ジフェニルアミン
308	ジフェノコナゾール
309	ジフェンゾコート
310	ジブチルサクシネート
311	ジブチルヒドロキシトルエン
312	シフルトリン
313	シフルフェナミド
314	ジフルフェニカン
315	ジフルフェンゾビル
316	ジフルベンズロン
317	ジフロキサシン
318	シプロコナゾール
319	シプロジニル
320	シベルメトリン
321	ジベレリン
322	脂肪族アルコールエトキシレート
323	シマジン
324	ジミナゼン
325	シメコナゾール
326	ジメタメトリン
327	ジメチピン
328	ジメチリモール
329	ジメチルピンホス
330	ジメテナミド
331	ジメトエート
332	ジメトモルフ
333	ジメトリダゾール
334	シメトリン
335	ジメビペレート
336	シモキサニル
337	臭素(臭化メチル)
338	ジョサマイシン
339	シラフルオフェン
340	シロマジン
341	シンメチリン
342	スピノサド
343	スピラマイシン
344	スピロキサミン

No.	名称
345	スピロジクロフェン
346	スピロメシフェン
347	スペクチノマイシン
348	スルファエトキシピリダジン
349	スルファキノキサリン
350	スルファグアニジン
351	スルファクロルピリダジン
352	スルファジアジン
353	スルファジミジン
354	スルファジメトキシ
355	スルファセタミド
356	スルファチアゾール
357	スルファドキシ
358	スルファトロキサゾール
359	スルファニトラン
360	スルファニルアミド
361	スルファピリジン
362	スルファプロモメタジンナトリウム
363	スルファベンズアミド
364	スルファメトキサゾール
365	スルファメトキシピリダジン
366	スルファメラジン
367	スルファモイルダブソン
368	スルファモノメトキシ
369	スルフィソゾール
370	スルフェントラゾン
371	スルプロホス
372	スルホスルフロン
373	セデカマイシン
374	セトキシジム
375	セファセトリル
376	セファゾリン
377	セファピリン
378	セファレキシ
379	セファロニウム
380	セフォペラゾン
381	セフキノム
382	セフチオフル
383	セフロキシム
384	ゼラノール
385	センデュラマイシン
386	ゾキサミド
387	ターバシル
388	ダイアジノン
389	ダイアレート

No.	名称
390	ダイムロン
391	タイロシン
392	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート(総和として。)
393	ダノフロキサシン
394	ダミノジット
395	チアクロプリド
396	チアジニル
397	チアゾビル
398	チアベンダゾール
399	チアムリン
400	チアメトキサム
401	チアンフェニコール
402	チオジカルブ及びメソミル(総和として。)
403	チオプロニン
404	チオベンカルブ
405	チオメトン
406	チジアズロン
407	チフェンスルフロン
408	チフェンスルフロンメチル
409	チフルザミド
410	チルミコシン
411	ツラスロマイシン
412	デキサメタゾン
413	テクナゼン
414	テクロフタラム
415	デコキネート
416	デストマイシン A
417	デスメディファム
418	テトラクロルピンホス
419	テトラコナゾール
420	テトラジホン
421	テニルクロール
422	テブコナゾール
423	テブチウロン
424	テブフェノジド
425	テブフェンピラド
426	テブラロキシジム
427	テフルトリン
428	テフルベンズロン
429	デメトン-S-メチル
430	テメホス
431	デルタメトリン及びトラロメトリン(総和として。)
432	テルデカマイシン
433	テルブチラジン

No.	名称
434	テルブトリン
435	テルブホス
436	テレフタル酸銅
437	ドキシサイクリン
438	ドジン
439	ドラメクチン
440	トラルコキシジム
441	トリアジメノール
442	トリアジメホン
443	トリアスルフロン
444	トリアゾホス
445	トリアレート
446	トリクラベンダゾール
447	トリクラミド
448	トリクロピル
449	トリクロルホン
450	トリクロロ酢酸ナトリウム塩
451	トリシクラゾール
452	トリチコナゾール
453	トリデモルフ
454	トリネキサパックエチル
455	トリブホス
456	トリフルスルフロンメチル
457	トリフルミゾール
458	トリフルムロン
459	トリフルラリン
460	トリフロキシストロピン
461	トリフロキシスルフロン
462	トリプロムサラン
463	トリベヌロンメチル
464	トリベレナミン
465	トリホリン
466	トリメトプリム
467	トリルフルアニド
468	トルクロホスメチル
469	トルトラズリル
470	トルフェナム酸
471	トルフェンピラド
472	ナイカルバジン
473	ナナフロシン
474	ナフシリン
475	ナブタラム
476	ナフタロホス
477	ナプロアニリド
478	ナプロパミド

No.	名称
479	鉛
480	ナラシン
481	ナリジクス酸
482	二塩化エチレン
483	ニコスルフロン
484	ニコチン
485	二臭化エチレン
486	ニタルゾン
487	ニテンピラム
488	ニトラピリン
489	ニトロキシニル
490	ニトロタールイソプロピル
491	ニトロフラン類
492	ニフルスチレン酸ナトリウム
493	ネオマイシン
494	ネクイネート
495	ノシヘプタイド
496	ノバルロン
497	ノボピオシン
498	ノルジェストメット
499	ノルフルラゾン
500	ノルフロキサシン
501	パージアマイシン
502	パーバン
503	バクイノレート
504	バクイロプリム
505	パクロボトラゾール
506	バシトラシン
507	バミドチオン
508	バラコート
509	バラチオン
510	バラチオンメチル
511	バリダマイシン
512	バルネムリン
513	ハルフェンプロックス
514	バルベンダゾール
515	ハロキシホップ
516	ハロクソン
517	ハロスルフロンメチル
518	ハロフジノン
519	パロモマイシン
520	ピアラホス
521	ピオレスメトリン
522	ピクロラム
523	ピコザマイシン

No.	名称
524	ピコリナフェン
525	ビスピリバクナトリウム塩
526	ヒ素
527	ピチオノール
528	ピテルタノール
529	ヒドラメチルノン
530	ヒドロキシニルフェニル硫酸銅
531	ヒドロコルチゾン
532	ピノキサデン
533	ピフェナゼート
534	ピフェノックス
535	ピフェントリン
536	ピペラジン
537	ピペロニルプトキシド
538	ピペロホス
539	ヒメキサゾール
540	ピメトロジン
541	ピラクロストロピン
542	ピラクロホス
543	ピラゾキシフェン
544	ピラゾスルフロソニルエチル
545	ピラゾホス
546	ピラゾリネート
547	ピラフルフェンエチル
548	ピランテル
549	ピリダフェンチオン
550	ピリダベン
551	ピリダリル
552	ピリチオバクナトリウム塩
553	ピリデート
554	ピリフェノックス
555	ピリフタリド
556	ピリプチカルブ
557	ピリプロキシフェン
558	ピリミカルブ
559	ピリミジフェン
560	ピリミノバクメチル
561	ピリミホスメチル
562	ピリメタニル
563	ピリメタミン
564	ピルリマイシン
565	ピレトリン
566	ピロキロン
567	ピンクロソリン
568	ピンドン

No.	名称
569	ファミフル
570	ファミキサドン
571	フィプロニル
572	フェナミホス
573	フェナリモル
574	フェニトロチオン
575	フェノキサニル
576	フェノキサプロップエチル
577	フェノキシカルブ
578	フェノキシメチルベニシリン
579	フェノチオカルブ
580	フェントリン
581	フェノブカルブ
582	フェノプロップ
583	フェリムゾン
584	フェンアミドン
585	フェンクロルホス
586	フェンスルホチオン
587	フェンチオン
588	フェンチン
589	フェントエート
590	フェントラザミド
591	フェンバレレート
592	フェンビロキシメート
593	フェンブコナゾール
594	フェンプロスタレン
595	フェンプロバトリン
596	フェンプロビモルフ
597	フェンヘキサミド
598	フェンメディファム
599	フサライド
600	ブタクロール
601	ブタフェナシル
602	ブタミホス
603	ブチルヒドロキシアニソール
604	ブチレート
605	フッ化スルフリル
606	ブトロキシジム
607	ブピリメート
608	ブプロフェジン
609	フマル酸オキシボコナゾール
610	フラザスルフロソ
611	ブラジクアンテル
612	フラチオカルブ
613	フラボフォスフォリポール

No.	名称
614	フラムプロップメチル
615	フラメトピル
616	ブリフィニウム
617	プリミスルフロンメチル
618	フリラゾール
619	フルアクリピリム
620	フルアジナム
621	フルアジホップ
622	フルアズロン
623	フルオメツロン
624	フルオルイミド
625	フルカルバゾンナトリウム塩
626	フルキンコナゾール
627	フルジオキシニル
628	フルシトリネート
629	フルシラゾール
630	フルスルフアミド
631	フルチアセツメチル
632	フルトラニル
633	フルトリアホール
634	フルニキシシ
635	フルバリネート
636	フルフェナセツ
637	フルフェノクスロン
638	フルフェンビルエチル
639	フルプロパネート
640	フルベンダゾール
641	フルミオキサジン
642	フルマイクロラックベンチル
643	フルメキン
644	フルメツラム
645	フルメトリン
646	フルリドン
647	フルロキシビル
648	プレチラクロール
649	ブレドニゾロン
650	プロクロラズ
651	プロシミドン
652	プロスルフロン
653	プロチオホス
654	プロチソラム
655	プロディファコウム
656	プロバキザホップ
657	プロバクロール
658	プロバジン

No.	名称
659	プロバニル
660	プロバホス
661	プロバモカルブ
662	プロバルギット
663	プロビコナゾール
664	プロビザミド
665	プロヒドロジャスモン
666	プロファム
667	プロフェノホス
668	プロヘキサジオンカルシウム塩
669	プロベタンホス
670	プロベナゾール
671	プロボキシカルバゾン
672	プロボキシル
673	プロマシル
674	プロムフェノホス
675	プロメトリン
676	プロモキシニル
677	プロモクロロメタン
678	プロモブチド
679	プロモプロビレート
680	プロモホス
681	プロモホスエチル
682	フロラスラム
683	フロルフェニコール
684	ヘキサクロロベンゼン
685	ヘキサコナゾール
686	ヘキサジン
687	ヘキサフルムロン
688	ヘキシチアゾックス
689	ベダプロフェン
690	ベタメタゾン
691	ベナラキシル
692	ベノキサコール
693	ベノキススラム
694	ヘブタクロール
695	ベプレート
696	ベルメトリン
697	ベンコナゾール
698	ベンシクロン
699	ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)
700	ベンジルベニシリン
701	ベンスリド
702	ベンスルフロンメチル
703	ベンゾカイン

No.	名称
704	ベンゾビシクロン
705	ベンゾフェナップ
706	ベンダイオカルブ
707	ペンタクロロフェノール
708	ベンタゾン
709	ベンディメタリン
710	ペントキサゾン
711	ベンフラカルブ
712	ベンフルラリン
713	ベンフレセート
714	ホキシム
715	ホサロン
716	ボスカリド
717	ホスチアゼート
718	ホスファミドン
719	ホスホマイシン
720	ホスメット
721	ホセチル
722	ホメサフェン
723	ホラムスルフロン
724	ポリオキシシン
725	ポリミキシシンB
726	ホルクロルフェニユロン
727	ホルベット
728	ホルモチオン
729	ホレート
730	マデュラマイシン
731	マホブラジン
732	マラチオン
733	マルボフロキサシン
734	マレイン酸ヒドラジド
735	ミクロブタニル
736	ミルネブ
737	ミルベメクチン
738	ミロキサシン
739	ミロサマイシン
740	メカルバム
741	メコプロップ
742	メシリナム
743	メソスルフロンメチル
744	メソトリオン
745	メタアルデヒド
746	メタクリホス
747	メタゾール
748	メタバズチアズロン

No.	名称
749	メタミドホス
750	メタミトロン
751	メタラキシル及びメフェノキサム(総和として。)
752	メチオカルブ
753	メチダチオン
754	メチルブレドニゾロン
755	メチルベンゾクエート
756	メトキシクロール
757	メトキシフェノジド
758	メトクロブラミド
759	メスラム
760	メスルフロンメチル
761	メブレン
762	メミノストロピン
763	メトラクロール
764	メトリブジン
765	メトロニダゾール
766	メバニピリム
767	メビコートクロリド
768	メビンホス
769	メフェナセート
770	メフェンビルジエチル
771	メプロニル
772	メベンダゾール
773	メロキシカム
774	メンプトン
775	モキシデクチン
776	モネンシン
777	モノクロトホス
778	モノリニユロン
779	モランテル
780	モリネート
781	ライドロマイシン
782	ラクトバミン
783	ラクトフェン
784	ラサロシド
785	ラフォキサニド
786	リニユロン
787	リファキシミン
788	リムスルフロン
789	硫化カルボニル
790	リン化水素
791	リンコマイシン
792	ルフェヌロン
793	レスメトリン

No.	名称
794	レナシル
795	レバミゾール
796	ロキサソロン
797	ロニダゾール

No.	名称
798	ロベニジン
799	ワルファリン

No.491 ニトロフラン類:平成19年5月31日付けでニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラゾリドン及びフラルタドンの4品目に分割

No.57 アボパルシン:平成20年4月26日付けで基準値を削除

No.286 ジクロルミド:平成21年6月4日付けで基準値を削除

No.116 エチプロストントロメタミン:平成22年1月18日付けで基準値を削除

No.416 デストマイシン A:平成22年4月6日付けで基準値を削除

No.432 テルデカマイシン:平成22年4月6日付けで基準値を削除

No.519 パロモマイシン:平成22年4月6日付けで基準値を削除

No.787 リファキシミン:平成22年4月6日付けで基準値を削除

No.214 クロフェンセット:平成22年11月9日付けで基準値を削除

No.785 ラフォキサニド:平成22年11月9日付けで基準値を削除

No.154 オキシベンダゾール:平成23年2月16日付けで基準値を削除

No.224 クロルエトキシホス:平成23年2月16日付けで基準値を削除

No.772 メベンダゾール:平成23年12月27日付けで基準値を削除

No.68 アルジカルブ、No69 アルドキシカルブ:平成24年12月28日付けでアルジカルブ及びアルドキシカルブとして基準値を設定

No.28 N - (2 - エチルヘキシル) - 8,9,10 - トリノルボルン - 5 - エン - 2,3 - ジカルボキシイミド:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.15 2,6 - ジフルオロ安息香酸:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.31 XMC:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.36 アザフェニジン:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.67 アリドクロール:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.76 イサゾホス:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.112 エチオフェンカルブ:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.128 エトリムホス:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.216 クロプロップ:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.232 クロルフェンソン:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.287 ジクロン:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.298 シノスルフロン:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.335 ジメピペレート:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.436 テレフタル酸銅:平成25年2月1日付けで基準値を削除

No.447 トリクラミド:平成25年2月1日付けで基準値を削除

- No.477 ナプロアニド:平成25年2月1日付けで基準値を削除
No.481 ナリジクス酸:平成25年2月1日付けで基準値を削除
No.513 ハルフェンプロックス:平成25年2月1日付けで基準値を削除
No.514 パルベンダゾール:平成25年2月1日付けで基準値を削除
No.538 ピペロホス:平成25年2月1日付けで基準値を削除
No.554 ビリフェノックス:平成25年2月1日付けで基準値を削除
No.660 プロパホス:平成25年2月1日付けで基準値を削除
No.677 プロモクロロメタン:平成25年2月1日付けで基準値を削除
No.687 ヘキサフルムロン:平成25年2月1日付けで基準値を削除
No.30 TCMTB:平成25年3月12日付けで基準値を削除
No.373 セデカマイシン:平成25年3月12日付けで基準値を削除
No.34 アクロミド:平成25年10月22日付けで基準値を削除
No.53 アニロホス:平成25年10月22日付けで基準値を削除
No.277 ジクロフェンチオン:平成25年10月22日付けで基準値を削除
No.507 バミドチオン:平成25年10月22日付けで基準値を削除
No.549 ビリダフェンチオン:平成25年10月22日付けで基準値を削除
No.736 ミルネブ:平成25年10月22日付けで基準値を削除
No.747 メタゾール:平成25年10月22日付けで基準値を削除

表2.平成18年5月30日以降、新規に残留基準が設定された農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

No.	名称
1	マラカイトグリーン
2	オリサストロピン
3	フロニカミド
4	メトコナゾール
5	フルベンジアミド
6	ベンチアバリカルブイソプロピル
7	シフルメトフェン
8	ピラクロニル
9	フルオピコリド
10	アミスルプロム
11	オキサジアルギル
12	ベンチオピラド
13	シエノピラフェン
14	グリチルリチン酸
15	フルセトスルフロン
16	マンジプロバミド
17	クロラントラニリプロール
18	メタフルミゾン
19	ヨウ化メチル
20	イミシアホス
21	ピラスルホトール
22	テフリルトリオン
23	イソチアニル

No.	名称
24	レビメクチン
25	プロスルホカルブ
26	スピロテトラマト
27	ビリフルキナゾン
28	ピリミスルファン
29	プロチオコナゾール
30	1 - メチルシクロプロペン
31	プロピリスルフロン
32	アセトアミノフェン
33	スピネトラム
34	モネパンテル
35	ビリベンカルブ
36	フルチアニル
37	メタゾスルフロン
38	サフルフェナシル
39	テブフロキン
40	ピキサフェン
41	フェンピラザミン
42	フルオピラム
43	イブフェンカルバゾン
44	エタボキサム
45	イソピラザム
46	ピリオフェノン

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の化学物質等の成分規格

物質名	(参考) 現行のミネラルウォーター類の原水基準	新たに設けるミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格
カドミウム	0.01 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
<u>四塩化炭素</u>	—	0.002 mg/L 以下
<u>1,4-ジオキサン</u>	—	0.04 mg/L 以下
<u>シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン</u>	—	0.04 mg/L 以下 (シス体とトランス体の和として)
<u>ジクロロメタン</u>	—	0.02 mg/L 以下
<u>テトラクロロエチレン</u>	—	0.01 mg/L 以下
<u>トリクロロエチレン</u>	—	0.004 mg/L 以下
<u>ベンゼン</u>	—	0.01 mg/L 以下
<u>塩素酸</u>	—	0.6 mg/L 以下
<u>臭素酸</u>	—	0.01 mg/L 以下
<u>ホルムアルデヒド</u>	—	0.08 mg/L 以下
銅	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
<u>シアン (シアンイオン及び塩化シアン)</u>	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
<u>クロロホルム</u>	—	0.06 mg/L 以下
<u>ジブロモクロロメタン</u>	—	0.1 mg/L 以下
<u>ブロモジクロロメタン</u>	—	0.03 mg/L 以下
<u>ブロモホルム</u>	—	0.09 mg/L 以下
<u>総トリハロメタン</u>	—	0.1 mg/L 以下
<u>1,2-ジクロロエタン</u>	—	0.004 mg/L 以下
<u>トルエン</u>	—	0.4 mg/L 以下
<u>亜塩素酸</u>	—	0.6 mg/L 以下
<u>ジクロロアセトニトリル</u>	—	0.01 mg/L 以下
<u>残留塩素</u>	—	3 mg/L 以下
亜鉛	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
味	—	異常でないこと

臭気	—	異常でないこと
色度	—	5度以下
濁度	—	2度以下
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	12 mg/L 以下	二
<u>有機物等（全有機炭素）</u>	—	<u>3 mg/L 以下</u>
硫化物	0.05 mg/L 以下 （硫化水素として）	二
水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
鉛	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
フッ素	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下
マンガン	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
バリウム	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
ホウ素	30 mg/L 以下 （ホウ酸として）	30 mg/L 以下 （ホウ酸として）

※下線部は現行のミネラルウォーター類の原水基準と項目及び値が異なるもの。

※網掛けは現行のミネラルウォーター類の原水基準を成分規格として適用するが、今後、食品安全委員会の評価結果を踏まえて見直し予定。

※鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、塩素イオン、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、pH値、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）及び有機リンについては性状関連項目であるため規定しない。

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の化学物質等の成分規格

物質名	(参考) 現行のミネラルウォーター類の原水基準	新たに設けるミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格
カドミウム	0.01 mg/L 以下	<u>0.003 mg/L 以下</u>
銅	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
亜鉛	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
有機物等	12 mg/L 以下 (過マンガン酸カリウム消費量として)	二
硫化物	0.05 mg/L 以下 (硫化水素として)	二
シアン <u>(シアンイオン及び塩化シアン)</u>	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
鉛	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
バリウム	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
ヒ素	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
フッ素	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下
ホウ素	30 mg/L 以下 (ホウ酸として)	30 mg/L 以下 (ホウ酸として)
マンガン	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下

※下線部は現行のミネラルウォーター類の原水基準と項目及び値が異なるもの。

※網掛けは現行のミネラルウォーター類の原水基準を成分規格として適用するが、今後、食品安全委員会の評価結果を踏まえて見直し予定。

※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）及び硫化物については性状関連項目であるため規定しない。

平成 17 年 1 月 2 日
(平成 22 年 6 月 1 日改訂)

妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
乳肉水産食品部会

<魚介類の有益性>

魚介類（鯨類を含む。以下同じ。）は、良質なたんぱく質や、生活習慣病の予防や脳の発育等に効果があるといわれている EPA、DHA 等の高度不飽和脂肪酸をその他の食品に比べ一般に多く含み、また、カルシウムを始めとする各種の微量栄養素の摂取源である等、健康的な食生活にとって不可欠で優れた栄養特性を有しています。

なお、魚介類を全く食べない集団では、高度不飽和脂肪酸が欠乏し、小児の知能低下や成人の心臓病のリスクが上昇することが報告されています。

<魚介類の水銀>

魚介類は自然界の食物連鎖を通じて、特定の地域等にかかわらず、微量の水銀を含有していますが、その含有量は一般に低いので健康に害を及ぼすものではありません。しかしながら、一部の魚介類については、食物連鎖を通じて、他の魚介類と比較して水銀濃度が高いものも見受けられます。

<妊婦の方々へ>

近年、魚介類を通じた水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされています。この胎児への影響は、例えば音を聞いた場合の反応が 1/1,000 秒以下のレベルで遅れるようになるようなもので、あるとしても将来の社会生活に支障があるような重篤なものではありません。妊娠している方又は妊娠している可能性のある方（以下「妊婦」という。）は、次の事項に注意しつつ、魚介類を摂食するよう心がけてください。

わが国における食品を通じた平均の水銀摂取量は、食品安全委員会が公表した妊婦を対象とした耐容量の 6 割程度であって、一般に胎児への影響が懸念されるような状況ではありません。

魚介類は健やかな妊娠と出産に重要である栄養等のバランスのよい食事に欠かせないものです。本注意事項は、妊婦の方々に水銀濃度が高い魚介類を食べないように要請するものではありません。また、本注意事項は胎児の保護を第一に、食品安全委員会の評価を踏まえ、魚介類の調査結果等からの試算を基に作成しました。水銀濃度が高い魚介類を偏って多量に食べることは避けて、水銀摂取量を減らすことで魚食のメリットを活かすこととの両立を期待します。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしく
お願いします。

妊婦が注意すべき魚介類の種類とその摂食量（筋肉）の目安

摂食量（筋肉）の目安	魚介類
1 回約80gとして妊婦は2ヶ月に1回まで (1週間当たり10g程度)	バンドウイルカ
1 回約80gとして妊婦は2週間に1回まで (1週間当たり40g程度)	コビレゴンドウ
1 回約80gとして妊婦は週に1回まで (1週間当たり80g程度)	キンメダイ メカジキ クロマグロ メバチ (ハチマグロ) エッチュウバイガイ ツチクジラ マッコウクジラ
1 回約80gとして妊婦は週に2回まで (1週間当たり160g程度)	キダイ マカジキ ユメカサゴ ミナミマグロ ヨシキリザメ イシイルカ クロムツ

(参考1) マグロの中でも、キハダ、ビンナガ、メジマグロ（クロマグロの幼魚）、ツナ缶は通常の摂食で差し支えありませんので、バランス良く摂食して下さい。

(参考2) 魚介類の消費形態ごとの一般的な重量は次のとおりです。

寿司、刺身	一貫又は一切れ当たり	15g程度
刺身	一人前当たり	80g程度
切り身	一切れ当たり	80g程度

目安の表に掲げた魚介類のうち複数の種類を食べる場合には、次のことに御留意ください。

例えば、表に「週に1回と記載されている魚介類」のうち、2種類または3種類を同じ週に食べる際には食べる量をそれぞれ2分の1または3分の1にするよう工夫しましょう。また、表に「週に1回と記載されている魚介類」及び「週に2回と記載されている魚介類」を同じ週に食べる際には、食べる量をそれぞれ2分の1にするといった工夫をしましょう。また、ある週に食べ過ぎた場合は次の週に量を減らしましょう（具体的な食べ方は、本注意事項に関するQ&Aの問12を御覧ください。）。

<子供や一般の方々へ>

今回の注意事項は胎児の健康を保護するためのものです。子供や一般の方々については、通常食べる魚介類によって、水銀による健康への悪影響が懸念されるような状況ではありません。健康的な食生活の維持にとって有益である魚介類をバランス良く摂取してください。

<正確な理解のお願い>

魚介類は一般に人の健康に有益であり、本日の妊婦への注意事項が魚介類の摂食の減少やいわゆる風評被害につながらないように正確に理解されることを期待します。

なお、今後とも科学技術の進歩にあわせて、本注意事項を見直すこととしています。

正確な御理解のために、本注意事項に関するQ&Aについても御参照をお願いします。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている 添加物の取扱いについて

1) 国際汎用添加物（香料を除く） . . .【別紙1】

○ 平成14年当時、①国際的に安全性が確認され、かつ、②米国及びEU諸国等で汎用されている食品添加物（香料を除く）に該当し、国際的に汎用されている45品目（当初46品目であったが、β-カロテンが対象より除外され、現在は45品目）（以下、「国際汎用添加物」）について、順次、指定の作業を進めており、現在、8品目が未指定である。

○ 国際汎用添加物の指定の手続きは、通常の添加物同様、食品安全委員会での食品健康影響評価及び薬事・食品衛生審議会での規格基準等の審議を経て、告示により厚生労働大臣が指定する必要がある。

○ 平成23年4月の閣議決定において、国際汎用添加物の指定手続の簡素化・迅速化についての決定がなされている。

○ 平成24年7月の閣議決定において、追加資料の情報収集に要する時間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とするロードマップを策定・公表し、処理を行うこととされ、同年9月にロードマップを公表した。

2) 国際汎用香料 . . .【別紙2】

○ 平成14年当時、国際汎用添加物と同様に①国際的に安全性が確認され、かつ、②米国及びEU諸国等で汎用されている食品添加物（香料）に該当し、国際的に汎用されている香料54品目（以下、「国際汎用香料」）について、順次、指定の作業を進めており、現在、3品目が未指定である。

【別紙 1】 国際汎用添加物の現在の指定等の状況

① 指定済品目 (37 品目)

1	亜酸化窒素	製造用剤
2~4	アルギン酸塩類 (3 品目)	糊料
5	ステアリン酸カルシウム	強化剤、製造用剤
6	ナタマイシン	チーズの表面処理剤
7	ヒドロキシプロピルセルロース	製造用剤
8	L-アスコルビン酸カルシウム	酸化防止剤
9	ケイ酸カルシウム	固結防止剤
10	ポリソルベート 20	乳化剤
11	ポリソルベート 60	乳化剤
12	ポリソルベート 65	乳化剤
13	ポリソルベート 80	乳化剤
14	水酸化マグネシウム	食品製造用
15~25	加工デンプン (11 品目)	食品製造用
26	ナイシン	保存料
27	ステアロイル乳酸ナトリウム	乳化剤
28	ソルビン酸カルシウム	保存料
29	L-グルタミン酸アンモニウム	調味料
30	ケイ酸マグネシウム	ろ過助剤
31	リン酸一水素マグネシウム (リン酸二マグネシウム)	強化剤
32	サッカリンカルシウム	甘味料
33	乳酸カリウム	調味料、酸味料、 pH 調整剤
34	硫酸カリウム	食塩代替品
35	酸化カルシウム	pH 調整剤、製造用剤
36	酢酸カルシウム	保存料、安定剤、 pH 調整剤
37	イソプロパノール	溶剤

※β-カロテン (Blackeslea triapora 由来) は、対象から除外された。

② 未指定品目 (8 品目)

1, 2	ケイ酸塩類 (2 品目)	固結防止剤
3	ポリビニルピロリドン	賦形剤、安定剤
4	β-apo-8'-カロテナール	着色剤
5	カルミン	着色剤
6	カンタキサンチン	着色剤
7	酸性リン酸アルミニウムナトリウム	膨張剤
8	クエン酸三エチル	溶剤

【別紙2】 国際汎用香料の現在の指定等の状況

①指定済品目 (51品目)

1	アセトアルデヒド
2	アミルアルコール
3	イソアミルアルコール
4	イソブタノール
5	イソプロパノール
6	2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン
7	2-エチル-3-メチルピラジン
8	2,3,5,6-テトラメチルピラジン
9	2,3,5-トリメチルピラジン
10	ブタノール
11	プロパノール
12	5-メチルキノキサリン
13	イソブチルアルデヒド
14	2-メチルブタノール
15	ブチルアルデヒド
16	イソバレルアルデヒド
17	バレルアルデヒド
18	2,3-ジメチルピラジン
19	2,5-ジメチルピラジン
20	2,6-ジメチルピラジン
21	2-エチルピラジン
22	2-メチルピラジン
23	2-ペンタノール
24	2-メチルブチルアルデヒド
25	プロピオンアルデヒド
26	6-メチルキノリン
27	5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン
28	3-メチル-2-ブタノール
29	イソペンチルアミン
30	2-エチル-5-メチルピラジン
31	ブチルアミン
32	フェネチルアミン
33	ピペリジン
34	ピロリジン
35	2,6-ジメチルピリジン
36	5-エチル-2-メチルピリジン
37	2-(3-フェニルプロピル)ピリジン
38	2,3-ジエチル-5-メチルピラジン
39	6,7-ジヒドロ-5-メチル-5 <i>H</i> -シクロペンタピラジン
40	1-ペンテン-3-オール
41	3-メチル-2-ブテノール
42	ピラジン
43	3-メチル-2-ブテナール

44	ピロール
45	イソキノリン
46	トリメチルアミン
47	2-エチル-6-メチルピラジン
48	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩化物
49	<i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール
50	<i>trans</i> -2-ペンテナール
51	3-エチルピリジン

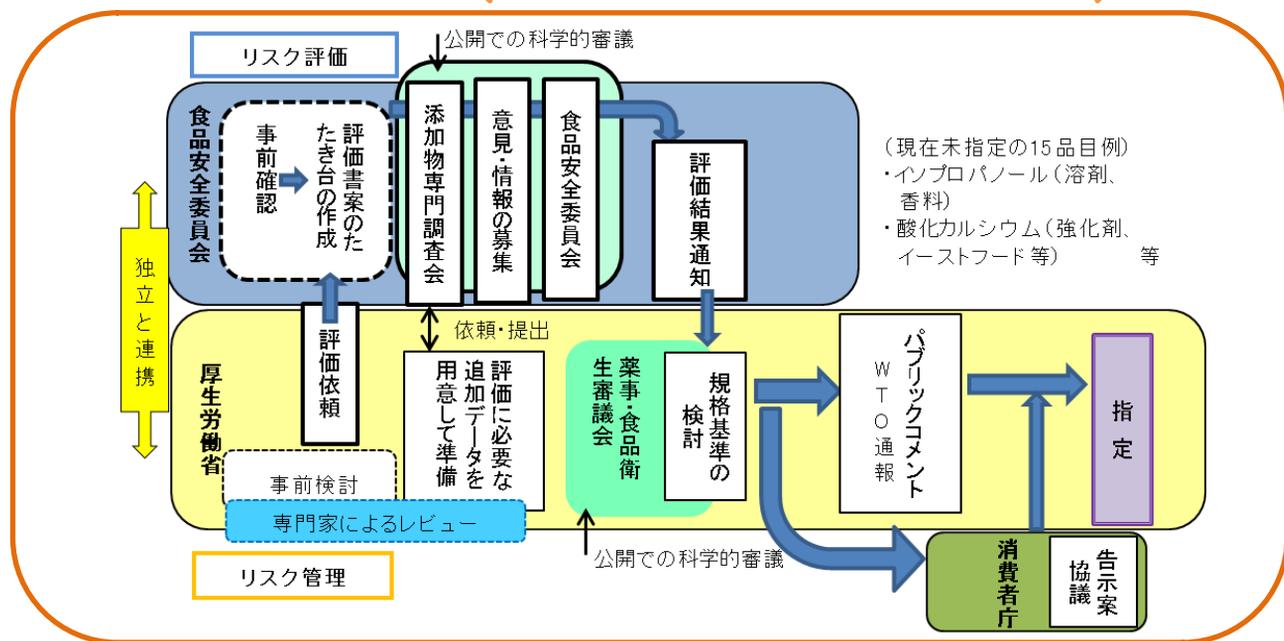
② 未指定品目 (3 品目)

1	アンモニウムイソバレレート
2	2,3-ジエチルピラジン
3	1-メチルナフタレン

■ 国際汎用添加物(15品目)の指定の流れ(ロードマップ)

(平成24年9月策定)

概ね1年程度(追加資料の収集期間を除く)



○ 規制・制度改革に係る方針 (平成24年7月10日閣議決定) (抜粋)

国際汎用添加物のうち、いまだ指定がなされていない15品目について、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づき実施した「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のための措置を踏まえ、全ての品目について既に審議が開始されているところであり、このうち食品健康影響評価が終了している3品目については、平成24年度中を目途に指定する。

その他の12品目については、国際汎用添加物の早期指定に向けてリソースを充実させた上で、既に指定された国際汎用添加物の指定に要した期間を踏まえ、追加資料の収集に要する期間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とする今後のロードマップを策定・公表し、処理する。

<平成24年度上期措置(3品目指定は平成24年度措置)>【内閣府、厚生労働省】

既存添加物の安全性見直しの状況(平成26年1月末現在)

既存添加物名簿収載品目数		365
1. 安全性評価済みの品目		246
	平成8年度厚生科学研究	35
	平成11年度既存添加物の安全性評価に関する調査研究	13
	平成15年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	14
	平成16年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	8
	平成18年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	5
	平成19年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	4
	平成20年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	7
	平成21年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	4
	平成22年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	1
	平成23年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	1
	国際的な評価が終了しているもの(JECFA、FDA等)	154
2. 安全性情報を収集している品目		10
3. 基原、製法、本質等からみて安全と考えられ、早急に検討を行う必要はない品目		109

既存添加物名簿から削除された品目数		124
	流通実態が無く削除された品目	123
	安全性に問題があるとされ削除された品目	1

食安発0312第1号
平成25年3月12日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第27号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第45号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、アゾキシストロビンを省令別表第1に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬アセキノシル、農薬アゾキシストロビン、農薬及び動物用医薬品アバメクチン、農薬エスプロカルブ、農薬サフルフェナシル、農薬シエノピラフェン、農薬シメコナゾール、農薬シラフルオフエン、農薬チアメトキサム、農薬テブフロキン、農薬ビキサフェン、農薬ピラフルフェンエチル、農薬ピリダベン、農薬フルトリアホール及び農薬レピメクチンについて、食品中の残留基準を設定したこと。

また、同項の規程に基づき、残留基準が設定されている農薬TCMTB及び飼料添加物セデカマイシンについて、食品中の残留基準を削除した

こと（別紙参照）。

(2) 法第11条第1項の規定に基づき、アゾキシストロビンの成分規格及び使用基準を設定し、試薬・試液等を改正したこと。

(3) 法第18条第1項の規定に基づき、食品用器具及び容器包装への古紙の使用に関して、規格基準を設定したこと。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成25年9月12日から適用されるものであること。

また、器具及び容器包装への古紙の使用に関して規格基準を設定するものについては、平成26年3月11日までに製造され、又は輸入される器具又は容器包装については、なお従前の例によることができること。

農薬等	食品
TCMTB	米、小麦、大麦、とうもろこし、その他の穀類、てんさい、その他の野菜、べにばなの種子、綿実、その他のスパイス及びその他のハーブ
アバメクチン	らっかせい、クレソン、その他のあぶらな科野菜、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、にら、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、ほうれんそう、未成熟えんどう、その他の野菜、もも、その他のベリー類果実、ぶどう、アボカド、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、その他のナッツ類、その他のスパイス、その他のハーブ、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
セデカマイシン	豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓及び豚の食用部分
ピリダベン	大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、かんしょ、しゅんぎく、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン類果

	実、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブ
フルトリアホール	米、ライ麦、とうもろこし、そば及びその他の穀類

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及び 3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1, 4-ナフトキノンをアセキノシルに換算したものの和をいうこと。
- (2) 今回基準値を設定するアバメクチンとは、アベルメクチン B1a、アベルメクチン B1b 及び 8, 9-Z-アベルメクチン B1a の総和をいうこと。
- (3) 今回チアメトキサムについて基準値を設定した食品のうち、カカオ豆の検体部位については外皮を含まないものとする。
- (4) 今回基準値を設定するテブフロキンとは、テブフロキン及び 6-*tert*-ブチル-8-フルオロ-2, 3-ジメチル-4(1*H*)-キノリノンをテブフロキンに換算したものの和をいうこと。
- (5) 今回基準値を設定するビキサフェンとは、農産物にあつてはビキサフェンのみをいい、畜産物にあつてはビキサフェン及び *N*-(3', 4'-ジクロロ-5-フルオロビフェニル-2-イル)-3-(ジフルオロメチル)-1*H*-ピラゾール-4-カルボキサミドをビキサフェンに換算したものの和をいうこと。
- (6) 今回基準値を設定するレピメクチンとは、L. A3 [(10*E*, 14*E*, 16*E*)-(1*R*, 4*S*, 5' *S*, 6*R*, 6' *R*, 8*R*, 12*R*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*)-21, 24-ジヒドロキシ-5', 6', 11, 13, 22-ペンタメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15. 6. 1. 1^{4,8}. 0^{20,24}]-ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(2)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセタート] 及び L. A4 [(10*E*, 14*E*, 16*E*)-(1*R*, 4*S*, 5' *S*, 6*R*, 6' *R*, 8*R*, 12*R*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*)-6'-エチル-21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15. 6. 1. 1^{4,8}. 0^{20,24}]-ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラ

エン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(2)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセタート】の和をいうこと。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくアバメクチン及びテブフロキンに係る新規農薬登録、アセキノシル、アゾキシストロビン、エスプロカルブ、シエノピラフェン、シメコナゾール、シラフルオフエン、チアメトキサム、ピラフルフェンエチル、ピリダベン及びレピメクチンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、農薬アバメクチン、サフルフェナシル、テブフロキン、ビキサフェン及びレピメクチン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 添加物に関する事項

運用上の注意

(1) 使用基準関係

今回アゾキシストロビンについて使用基準を設定した食品はかんきつ類（みかんは除く。）であり、当該食品については、果実全体に対して使用基準を適用するものとする。

(2) 食品中の分析法について

アゾキシストロビンの食品中の分析法については、平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知を参照されたいこと。

第5 器具及び容器包装に関する事項

運用上の注意

食品用器具及び容器包装への古紙の使用に関して、紙はその特性により、水分や油分の多い食品と接触して使用したり、高温で加熱したりすると、紙中の残存化学物質が食品中に移行しやすくなることから、紙・板紙中の水分又は油分が著しく増加する用途又は長時間の加熱を伴う用途には、古紙を原材料として用いてはならないとしたこと。ただし、紙・板紙中の有害な物質が溶出又は浸出して、食品に混和するおそれのないように加工されている場合を除くこと。

食安基発0312第5号
平成25年3月12日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

食品用器具及び容器包装への古紙の使用に関するQ&Aについて

食品用器具及び容器包装への古紙の使用に係る規格基準の改正については、平成25年3月12日付け食安発第0312第1号により通知されたところですが、その詳細について別添のとおり「食品用器具及び容器包装への古紙の使用に関するQ&A」を作成しましたので、貴管下関係者への周知、指導をお願いいたします。

(別添)

食品用器具及び容器包装への古紙の使用に関するQ & A

1. 規格基準の設定について

Q 1 なぜ食品用器具及び容器包装への古紙の使用について規格基準を設定したのか。

A 1 紙（板紙を含む。以下同じ）は水分や油分で浸される用途又は長時間の加熱を伴う用途に使用すると、紙自体の構造が壊れやすく、紙に含まれる残存化学物質が食品に移行しやすくなることが知られています。このような用途において、古紙パルプを配合した紙は未使用パルプのみで製造された紙製品に比べ、古紙に由来する残存化学物質の溶出が高くなることから、このような用途への古紙の使用について規格基準を設定しました。

2. 規制の対象となる用途について

Q 2 紙中の水分又は油分が著しく増加する状態とは、具体的にどのような状態を指すのか。数値等で条件を規定するのか。

A 2 水分又は油分で紙が浸される、あるいは品質機能を著しく損ねる状態を指します。これらの状態は製品やその使用条件によって異なるので、数値等によって規定するものではありません。

Q 3 どのような場合が、紙中の水分又は油分が著しく増加する用途又は長時間の加熱を伴う用途に該当するのか。

A 3

(i) 紙中の水分又は油分が著しく増加すると考えられる主な用途例

- ・油こし
- ・ティーバッグ
- ・コーヒーフィルター
- ・コーヒーや紅茶をかき混ぜる紙製の棒やヨーグルト等の紙製スプーン
- ・かに缶に入れるパーチメント紙
- ・肉まんやあんまんの敷紙など、水蒸気により紙が水分で浸されるような紙製容器包装

(ii) 長時間の加熱を伴うと考えられる主な用途例

- ・ ケーキの焼き型
- ・ 焼き魚や蒸し野菜等を作る紙製調理器具

ただし、(i) 及び (ii) の用途において、古紙に含まれる物質が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合には、本規制の対象となりません。

また、以下のようなケースでは、紙中の水分又は油分が著しく増加する用途及び長時間の加熱を伴う用途には該当しません。

- ・ 野菜や果物を入れる段ボールなど、一般的に水分や油分によって紙が浸されるようなおそれがないと考えられる場合
- ・ ファストフードのハンバーガーやフライドポテトを入れる容器包装など、油分の多い食品と接触するが、販売、喫食のために一時的に入れる目的で使用し、紙の品質機能が損なわれまいと考えられる場合
- ・ ケーキの箱など、基本的に直接食品が触れるものではなく、触れるとしても運搬時など一時的な接触にとどまると考えられる場合

3. 表面の加工について

Q 4 古紙に含まれる化学物質が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合とは、具体的にどのようなものを指すのか。

A 4 合成樹脂製フィルムやアルミ箔で紙の表面が加工されており、水分又は油分がその層を透過して古紙に到達しない構造になっているものなどを指します。

Q 5 2層構造になっている紙製容器包装において、古紙パルプを配合した紙が容器包装の外側を構成し、未使用パルプのみを配合した紙が内側の食品に直接接触する部分を構成している場合には、古紙に含まれる化学物質が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合とみなしてもよいのか。

A 5 水分又は油分が浸透して古紙中の化学物質が食品に到達する可能性があります。そのため、複数の紙が層状に構成されているだけでは、古紙に含まれる化学物質が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されているとはみなせません。

4. 監視・指導について

Q 6 当該製品に古紙が使用されているか否かの確認は試験データにより判断するのか。

A 6 古紙を使用していないことについて試験データを求めたり市場品の収去試験等を行うことを促すものではありません。本規制の対象となる製品の製造について、古紙を使用しないよう注意喚起を行うことが必要です。

Q 7 輸入時の届出の際に事業者が留意する点はあるか。

A 7 輸入に際しては、製品に古紙を使用していない旨の証明書や試験データ等を積極的に求めるものではありませんが、事業者において原材料の確認を確実に行うことが必要です。なお、必要に応じて古紙を使用していないことが確認できる書類を求める場合があります。

食安発0312第4号
平成25年3月12日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する件について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第28号）が本日公布され、これにより乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条第1項の規定に基づき、乳等省令別表の四の(二)の(1)の1に規定する、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム(以下「牛乳等」という。)の販売用の容器包装中、合成樹脂加工紙製容器包装に用いることができる合成樹脂としてナイロン及びポリプロピレンを追加したこと。

第2 施行・適用期日

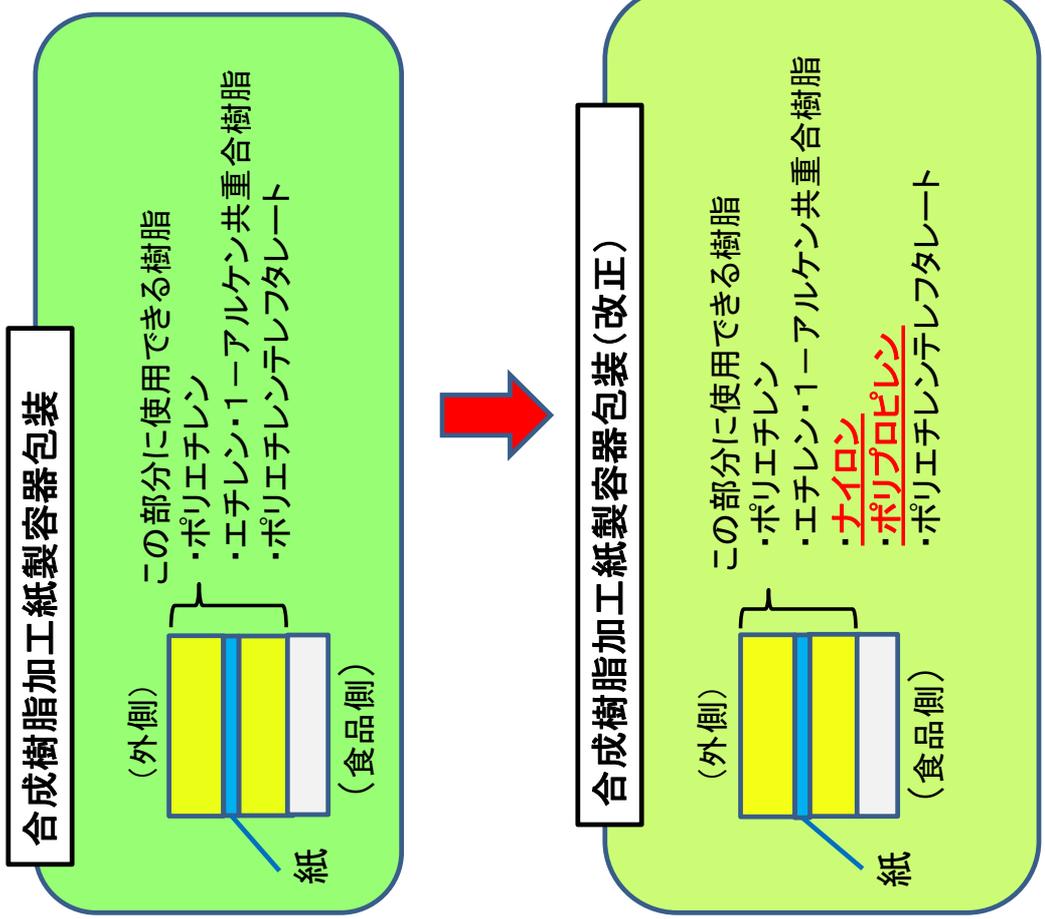
公布の日から施行すること。

第3 運用上の注意

今回、牛乳等の販売用の合成樹脂加工紙製容器包装の内容物に直接接触す

る部分以外に用いることができる合成樹脂として、ナイロン及びポリプロピレンを追加することとしたが、内容物に直接接触する部分については、引き続き当該樹脂の使用は認められないため留意されたいこと。

乳の販売用の容器包装に用いる合成樹脂について、内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂として、容器形態を問わず、ポリプロピレン及びナイロンを追加することについて



「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書の概要

国民の健康に対する関心の高まり等を背景として、これまで一般に飲食に供されることのないものや、特殊な形態のもの等、様々な食品が「健康食品」として流通する中で、消費者により安全性の高い製品が供給されるためには、以下のような製造段階から販売段階、健康被害情報の収集・処理にわたる幅広い取組が必要

製造段階における具体的な方策

- (1) 原材料の安全性の確保（文献検索を実施、食経験が不十分なときは毒性試験を実施）
- (2) 製造工程管理（GMP）による安全性の確保（全工程における製造管理・品質管理）
- (3) 上記の実効性の確保（第三者認証制度の導入）

健康被害情報の収集及び処理体制の強化

因果関係が明確でない場合等も含め、より積極的に情報を収集

- * 医師等を対象に「健康食品」の現状や過去の健康被害事例等について情報提供

消費者に対する普及啓発

- (1) 製造事業者による適切な摂取目安量や注意喚起表示
- (2) アドバイザースタッフの養成課程や活動のあり方について一定の水準を確保

原材料の安全性の確保

「健康食品」を含む食品の製造事業者は、製造する食品の原材料の安全性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるべきものとされている（食品衛生法第3条）。

錠剤・カプセル状等の形態の食品については、過剰摂取による健康被害のおそれがあることから、原材料の安全性の確保のための取組は特に重要

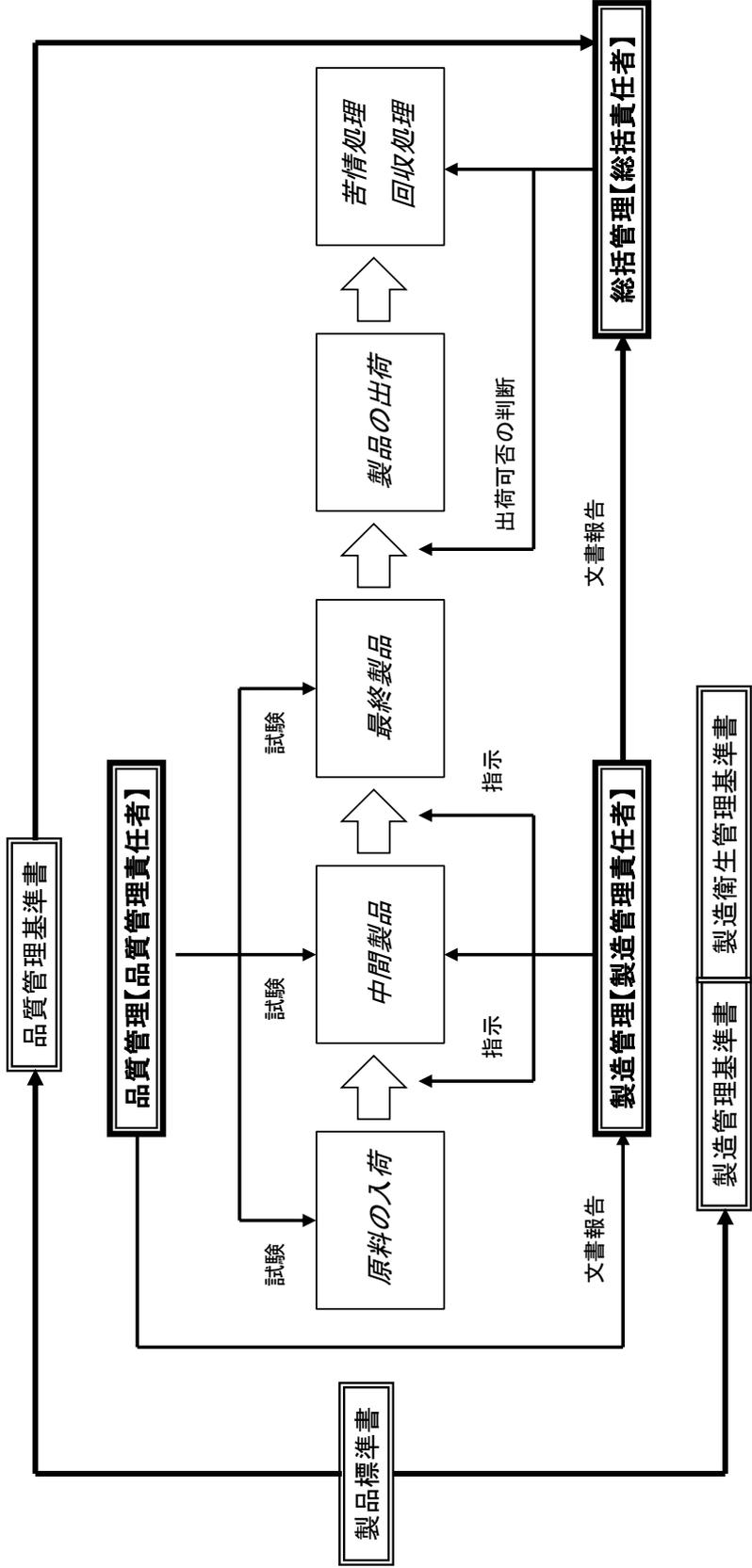
「健康食品」の製造に使用される基原原料について、文献検索で安全性、毒性情報等を収集する。



食経験に基づいて安全性を確保できない場合には、原材料等を用いて毒性試験を行う。

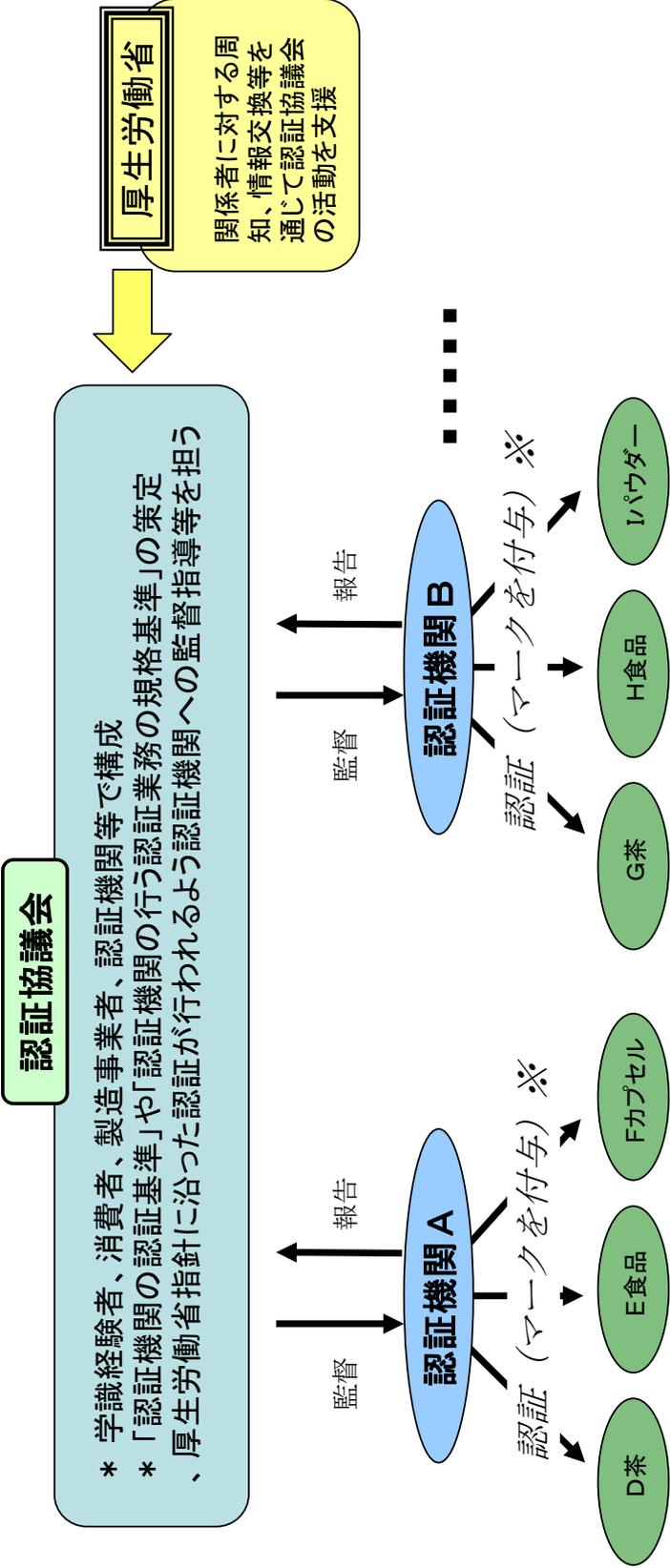
製造工程管理(GMP)による安全性の確保

成分の濃縮等の加工工程を経る錠剤・カプセル状等の形状の「健康食品」については、製品の均質化を図り、安全性及び信頼性を高めるために、製造者において、原材料等の受入れから最終製品の包装・出荷に至るまでの全工程における製造管理、品質管理の体制を整備すること（GMP=Good Manufacture Practice）が重要



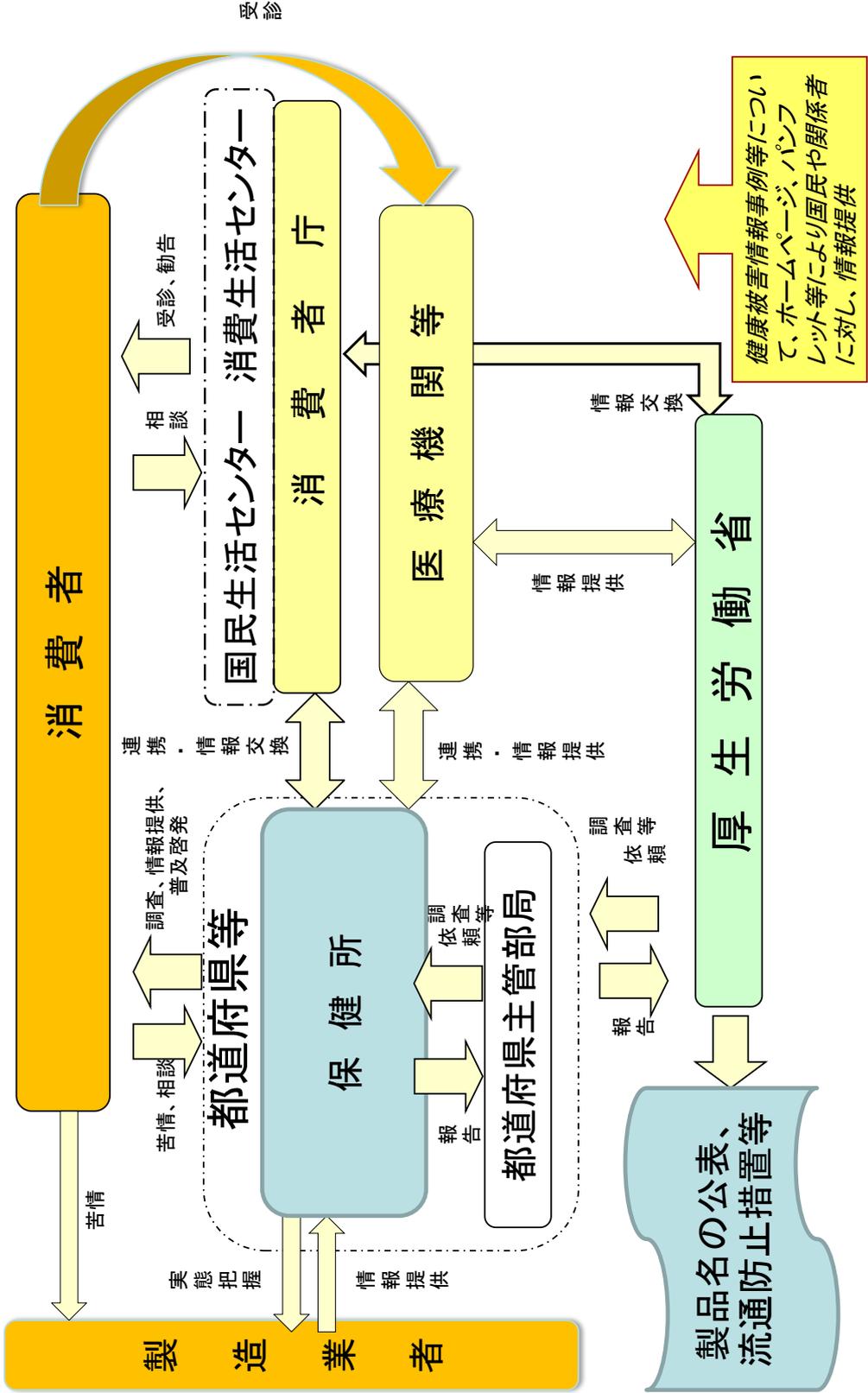
健康食品の安全性確保に係る第三者認証の仕組み

原材料の安全性の確保や、製造工程管理(GMP)による安全性の確保において、一定の水
 準に達したもとなつてきているかについて事業者以外の第三者によって客観的な立場から確認
 がなされることが実効性の確保を図る上では極めて重要
 また、認証の基準や表示はできるだけ統一されたものであることが望ましい。



※ 原材料の安全性、GMPによる安全性

健康食品による被害情報の収集体制 (平成14年10月4日付け医薬発第1004001号通知)



受診

消費者に対する普及啓発

「健康食品」に関する誤った情報や過大な期待が見られる中で、健康食品の安全性確保や「健康食品」一般に関する正しい知識の普及啓発に努めることが重要

製造事業者による安全性に関する情報提供

- ・製品の原材料の安全性確保や製造工程管理の適切さに関する情報提供
- ・成分表示や摂取目安量、注意喚起表示の適正化

「健康食品」一般に関する知識の普及啓発

- ・消費者に対し、「健康食品」に含まれる成分の特徴、その必要性、使用目的、摂取方法等について正しい情報を提供するため、アドバイザーズスタッフの養成課程や活動のあり方に関し一定の水準を確保できるように、養成団体と連携して取組を進める。

遺伝子組換え食品等の安全性に関する審査の法的位置づけ

食品衛生法 第11条(食品等の規格及び基準)

※ 規格・基準に合わないものの輸入、販売等禁止

告示 食品、添加物等の規格基準

成分規格 ※ 安全性審査を経たものでなければならぬ

製造基準 ※ 基準に適合した方法で行わなければならない

告示 安全性審査手続

※ 安全性審査の手続、資料

告示 製造基準
※ 適合確認の手続
※ 製造所の施設設備基準

食品安全委員会決定;安全性評価基準

遺伝子組換え食品等の安全性に関する審査の手続きフロー

